

平成 1 8 年 6 月
勝浦市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 8 年 6 月 7 日

○出席議員 22人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	3 番 平 岡 誠一郎 君
4 番 渡 辺 伊三郎 君	5 番 松 崎 栄 二 君	6 番 刈 込 欣 一 君
7 番 末 吉 定 夫 君	8 番 黒 川 民 雄 君	9 番 渡 辺 玄 正 君
10 番 寺 尾 重 雄 君	11 番 高 橋 秀 男 君	12 番 板 橋 甫 君
13 番 丸 昭 君	14 番 八 代 一 雄 君	15 番 児 安 利 之 君
16 番 渡 辺 利 夫 君	17 番 佐 藤 浩 寿 君	18 番 滝 口 敏 夫 君
19 番 伊 丹 富 夫 君	20 番 水 野 正 美 君	21 番 岩 瀬 義 信 君
22 番 深 井 義 典 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	収 納 課 長 鈴 木 克 巳 君
市 民 課 長 滝 本 幸 三 君	介 護 健 康 課 長 関 修 君
環 境 防 災 課 長 田 原 彰 君	清 掃 セ ン タ ー 所 長 酒 井 正 広 君
都 市 建 設 課 長 三 上 鉄 夫 君	農 林 水 産 課 長 岩 瀬 章 君
観 光 商 工 課 長 守 沢 孝 彦 君	福 祉 事 務 所 長 小 柴 章 夫 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 岩 瀬 武 君
教 育 課 主 幹 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 佐 藤 光 男 君
学 校 給 食 共 同 中 村 一 夫 君	農 業 委 員 会 酒 井 明 君
調 理 場 所 長	事 務 局 長
勝浦診療所事務長 黒 川 義 治 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第 2 号

第 1 一般質問

開 議

平成18年6月7日（水） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は22人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（水野正美君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔15番 児安利之君登壇〕

○15番（児安利之君）私は、今回通告いたしました項目、第1に住宅問題、第2に教育問題、第3に農業問題、第4に福祉の問題について、市長及び教育長に質問し、答弁を求めたいと思います。

まず、住宅問題であります。勝浦市の市営住宅は、古くは俗に言う水道谷及び道場谷、いずれも串浜地先にあったわけですが、既にこれは過去に払い下げが完了しており、現在は昭和34年建設の川津・万名住宅、昭和35年建設の沢倉・旭ヶ丘住宅、昭和44年から逐次建設された沢倉・梨の木住宅と漁民向け浜勝浦地先のみなと団地、合わせて185戸であります。

私は、市民の住宅入居希望者が依然として多いことから、一貫して市営住宅の増設、建設を求めてきたところであります。市営住宅の募集倍率を都市建設課の資料によって年度別で見ますと、平成10年が年間平均3.66倍、平成11年が1.97倍、平成12年が1.52倍、平成13年が3.77倍、平成14年が4.81倍、平成15年5.50倍、平成17年が実に12倍、平成18年が現在の時点で2.5倍と、このようになっているわけであります。この応募倍率の現状から見ても、依然として市営住宅入居のニーズが高い、言いかえれば、その必要性が切実であるということを物語っていると思うわけであります。

そこで、第1に、旭ヶ丘団地で実施されている建てかえだけではなくて、新たな市営住宅の建設、このことを検討する考えはないかということであります。勝浦市の人口減少問題を含めて、このことを考え、市に定着する市民を少しでもふやすという立場からしても、低所得者向けの住宅とあわせて、若年、中間層向けといいますか、若い世帯向けの住宅もこれからの課題だというふうに思うわけであります。それらを含む住宅の増設、建設の必要があると私は考えるものでありますけれども、住宅問題の最初に市長の見解を伺いたいと思います。

住宅問題の第2点は、国際武道大学学生宿舎の空き室活用についてであります。最近、私はある宿舎の経営者から、国民健康保険税の税額のことについて相談を受けました。その折、いろいろな話の中で、今、自分の経営している宿舎寮が、空き室が非常にふえてきて、経営が非常に大変だ、だから、これからは学生以外の一般人も対象に、しかも家賃を若干下げてでも入居してもらうことを考えていると、このようなことを言われておりました。また、ほかの宿舎経営者であります、興津地区のある経営者は、今年度、余りにも空き室が多いので、この1年間は宿舎の仕事を閉鎖する、来年度以降でまた検討したいと、このような深刻な話も聞かされました。

そこで私は、インターネットで国際武道大学指定学生宿舎協同組合のホームページがありますので、それを開いてみると、かなり大変な状況、かなり深刻な状況にあることがわかりました。関係者からの聞き取りなどとあわせてこれらを見てみると、端数は別として、大まかに言うと、この宿舎組合に加入している宿舎数が約2,000室、そのうち空き室が実に400室あることがわかりました。率で言えば25%、4室に1室が空き室になっているという現状にあることがわかります。

現在、空き室となっていることがこういうふうに分らなくなったわけではありますが、このほかに、今現在では、もう大学側は大学指定という縛りを数年前から外しているわけでもありますから、宿舎組合に加入しない、以外の学生アパートがここ三、四年の間に林立してきております。そういう中で、関係者の意見、いろいろ総合してみると、推計で約800室が新たににつくられていると思われる、こういうふうな把握であります。そうしますと、両方合わせて学生宿舎総数約2,800室であります。そこから逆算しますと、このアパート、宿舎に組織されている以外のところでも、少なくとも200室から300室は空室になっているということが推測されるわけであります。この現状を見過ごしていいのかという問題提起であります。私は、このままでは大変な事態になるのではないかというふうに思うわけであります。

古い話ですが、そもそも昭和55年に国際武道大学の誘致が市議会において議決をされました。そして、当時の市長は、この誘致を政策の重点課題の一つとして位置づけていたわけでもあります。財政的に見ましても、大学用地の取得、それから造成費で約15億円を投入しています。関連する取付道路、市道の新設で約6億円、そして、上水道をそこまで引くための送水管の水道事業に約4億円、合わせて25億円の市費を投入しています。そして、この市費を調達するための市債、起債の利息だけで約11億円でありますから、これを含めると、大学誘致に関連して実に36億円の巨費が投入されたわけであります。

それに加えて、学生宿舎建設資金、市民に希望を募って宿舎を建設しました。その資金の借入れに対して、借入れ1,500万円を限度として、市がそれに対する1%の利子補給を行いました。これが総額約7,200万円であります。この財源も投入した。これを、市が本当に勝浦市の重要施策として行ったわけであります。

この国際武道大学の誘致、それに伴う学生宿舎の建設は、当初、大学を誘致して、陰りが出てきている勝浦市内の観光的な民宿を何とかお客を充足させていきたい、そういう中で、学生寮としてそれが活用できないかという発想でありました。しかし、それは無理があるということの中から、新たに学生宿舎が建設されたという経緯があるわけですが、いづれにいたしましても、所期の目的の観光民宿の活用ということから若干それたとしても、市民の営業活動を守っていく、それに寄与していく、そういう立場から実施されたということに間違いはありません。こ

れが武道大学誘致の今までの経過であります。現在、25%もの空き室、先ほども言いました4室に1室は空いてしまっているという、この深刻な現状を放置することなく、ここに手を打つというのは、一般的な行政というよりも、特殊な意味で、勝浦市の今、申し上げた、武道大学を誘致した経緯から見ても、私は執行部が手を打つことが必要ではないかというふうに考えるものであります。

そういう立場から、一つの提案でありますけれども、第1には、希望する宿舎経営者に対して、内部の様相がえなどによって一般市民にこの宿舎の対象を広げていく、そのために宿舎改築、あるいは改造に対する低利の融資制度を創設するという。第2には、改良後の宿舎を準市営住宅、市営住宅に準ずるものとして位置づけて、入居希望者に対する、所得に応じて、市が入居費の補助制度を創設するなど、一つの例として挙げましたが、そのような対策を講じることがぜひ必要ではないか、そのことを強く求めるものでありますけれども、見解を伺っておきたい、このように思います。

次に、教育問題で伺います。今、勝浦中学校裏山の土地造成事業について、特に学区の市民が大きな関心を持っております。ほかの議員にも恐らく話は市民からいっていると思いますが、私に寄せられたものでも、児安さん、あそこに何が建つんだいとか、中学が新坂から下ってくると丸見えになっちゃってるけども、大丈夫なのかいとか、下の外房線のJRの線路に大雨でも降って土砂が崩れ落ちたら大変なんだけども、大丈夫かねなど、さまざまな意見が寄せられておるところであります。

私は、一般的に正当な経済活動に対してとやかく言う立場でもありませんし、そういうことも思っておりません。それは当然のことです。しかし、今回、市長に対して伺いたいのは、この開発行為によって、勝浦中学校で学ぶ生徒たちの教育環境がどうなっていくのか。あるいはまた、その近辺にある幼稚園や保育園や、あるいは給食センターなど、近隣の公共的な建物に対して影響が出てこないのかどうか。それからさらに、何よりも生徒を含む学校の安全は保たれるのかどうか、これらを中心にして、私も勝浦中学校の卒業生の一人でありまして、第3回の卒業生であります、関心を持たざるを得ないわけでありまして、そういう点で、次の諸点について伺っておきたいと思っております。

私が先般、勝浦市情報公開条例によって取り寄せました教育委員会及び市開発協会で保存されている平成2年当時の文書によりますと、平成2年3月29日に株式会社深山から勝浦市教育委員会へ宅地開発事前協議書が提出されて、25階建てマンション建設計画が始まったと、私の解釈では見られるものであります。その後、平成16年7月30日に土地売買によって株式会社深山から有限会社寺尾建築事務所へ開発許可の継承が千葉県から承認されたと、このように思うわけがあります。このことから、株式会社深山と教育委員会及び市開発協会が結んだ取り決めや協議、これが幾つか、その文書によって明らかでありますけれども、その内容のすべてが継承されたと。先ほど言いました平成16年7月30日に千葉県がこの土地売買によって前者から後者へ開発計画を継承された、それを承認したという中身は、その教育委員会なり、あるいは開発協会とが取り結んだ紳士協定、それらもすべて継承されたと、私はそう理解しているわけでありまして、私はその上に立って、次の点について質問をしたいと思っております。

まず1点目は、平成2年3月、株式会社深山から宅地開発事前協議が提出されたと理解しているが、それから現在に至る経緯について、まず説明を求めたいと思っております。

現在の宅地造成業者からの学校用地使用許可申し出があったように思われますが、その許可の内容について伺いたいと思います。

3点目は、造成工事中の中学校の学習環境及び生徒の安全上での影響についてはどのように措置をなされているのか。また、工事完了後の学習環境への影響については、どのようなことが予測され、その予測に基づいて、どのように対処しようとしているのか。また、生徒の駐輪場について、それがどう確保されるのか、その点であります。

4点目は、市有地の行政財産、学校用地及び開発協会所有地（土地境界を含む）、この用地の確保はどのようにしていくのか。私が見たところ、公図や測量図などを見てみると、かなり入り組んだ境界に一部なっていると思われていますが、市と業者との間の土地、この際、そういうものも含めて、きちっとさせる、その上に立って、土地交換等によって整理統合し、お互いに土地の使い勝手がよくなるような、つまり、具体的に言えば、勝浦中学校用地として、そこがもっと有効に活用できるような、この際、そういう交換をしていく、調整をしていく必要があると思いますが、その活用方についての考え方について伺っておきたいと思います。

次に、農業問題について伺います。食品衛生法の一部改正によりまして、残留農薬等のいわゆるポジティブリスト制度がこの5月29日から施行されたわけであります。朝日新聞の5月25日付、あるいは全国農業新聞5月26日付などでは、次のように報道しております。食品衛生法の改正では、すべての農薬に残留量規制の網をかけるポジティブリスト制度は、消費者にとっては食の安全が徹底される反面、生産者側は実施を前に対応に迫られている。散布された農薬が別の農作物に知らぬ間に付着、基準値を上回ってしまえば、出荷停止の事態にもなり得るからだ。千葉県は生産者向けの補助制度を検討しており、周知徹底に懸命だと。あるいはまた、農産物の安全性を確保するためには、農薬の使用基準の遵守による適正な農薬の使用が基本であるけれども、ポジティブリスト制度の施行後は、ドリフト等により、つまり飛散ですね、飛び散る、これにより、一律基準値である0.01ppmを超過する可能性があることが懸念され、問題として指摘されている。農薬工業会は、農家を対象に全国で説明会を行う予定だなどが報道されているわけであります。

一方、千葉県ではどうか。千葉県の安全農業推進課は、5月19日に千葉、習志野、八千代の各市の生産者団体の代表者や市の担当向けに研修会を開いたと、このように報道しているわけであります。これを踏まえて、私は次の点について質問をしたい。そして市長の答弁を求めたいと思います。

まず1つは、食品衛生法改正の施行によって、勝浦市内の農業生産者にどのような影響が予想されるのか。この点について伺いたいと思います。

第2は、千葉県はチラシを5万枚つくって県下に配布したと言われておりますけれども、勝浦市としては、農家に対する説明会の開催だとか、あるいはチラシの配布だとか、具体的な対処方をどのように考えているのか。私の見たところ、やはり何といっても生産者に対して、このことを徹底して理解をしてもらう、このことが何よりも大切だと思うのだが、そういう点で今までやってきたとすれば、そのやってきた内容、こないとすれば、これからどのようにやろうとしているのか、この点について伺っておきたいと思います。

最後に、福祉問題について伺います。我が党発行の自治体問題の専門誌があるわけですが、これによりますと、4月1日から改定された介護保険法が実施されましたが、まさに矛盾が吹き出している、こういう状態が全国各地から寄せられていることがここに掲載されています。国が甚

だしい準備不足のまま見切り発車させたために、自治体でも事業所でも大きな混乱が生じているのが現状だということであります。厚生労働省からの通達も、朝に昼に夜にその訂正が出されるいうぐあいでありまして、現場は右往左往しているというふうに指摘されております。

そして今、最大の問題は、利用者に何がどう変わるのか、制度改定の内容が具体的に説明されていないことだと言われていますが、まさに私はそのとおりだと思います。私も国保運営協議会や、あるいは高齢者福祉計画などに携わっている中での介護保険の改正、少なからず勉強しているつもりですけれども、それでもなお、どこがどうなるのか、はっきり言って、100%明確にそれを理解しているという自信はありません。それほどこれが市民には理解されていない、こういう現状にあるわけでありまして、私は、そういう点で、勝浦市の場合は、新予防給付については法律で2年間の猶予期間を活用して、ことしの4月からではなくて、来年の4月からの実施予定となっておりますから、新予防給付については今回は触れませんが、市として待ったなしでこの4月から始まった地域支援事業に関連して伺っておきたいと思います。

ご存じのように、介護予防事業の提供するサービスは、大きく分けて、一般高齢者対策と特定高齢者対策と2つに分けられているわけであります。この一般高齢者対策は、すべての高齢者を対象に行うものでありまして、具体的な内容は介護予防に関する普及啓発、人材育成や地域活動組織の育成支援などであります。また、特定高齢者施策は、いわゆる1号被保険者の5%程度と見込まれておりますが、要支援等を含めて、要介護状態になる可能性が高い高齢者を対象に行うものでありまして、具体的内容は、通所施設における運動機器による機能向上、さらには栄養の改善、口腔機能の向上にかかわるサービスの提供だとか、あるいは配食サービスだとか、高齢者の自宅訪問による相談、指導などであります。このほか、地域の福祉団体や保健所、民生委員などを通じて特定高齢者を把握する、そして介護予防スクリーニングも介護予防事業の一部とされているわけであります。

そこで、4月1日から始まった勝浦市における地域支援事業の現状はどうなっているのか。特に特定高齢者の把握の進捗状況など、高齢者施策を進める前提となる点についてはどうなっているのか、これらを中心に答弁を求めたいと思います。

次に、障害者自立支援法についてであります。この支援法でも、制度の実施によって、準備不足だとか、あるいは応能から応益負担という形が導入されることによって、かなりの負担増が見込まれる。同時に報酬の切り下げによって事業所の経営難などが発生している。非常に大変な困難がもたらされると言われています。この4月からの制度の実施によって、市内の障害者にどのような影響が出ているのか。いつから何がどのように変わったのかということが、当事者や家族に知らされてこなかったために混乱が生じてはいないか、障害程度の区分認定に問題はないのかどうかなどなど、勝浦市の現状について答弁を求めるものであります。

最後の最後に、この障害者に対する施設の利用料だとか、医療費の問題だとか、これに対する市独自の軽減策の考えはないのかどうか。私はぜひそういう軽減策をとるべきだということを主張し、1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの児安議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、住宅問題について申し上げます。

1点目の市営住宅の増設の考えについてであります。昨今の経済情勢は都市部を中心に回復基調であると言われておりますが、地方においては依然として厳しい状況が感じられ、議員ご指摘のとおり、経済的な理由による入居申込者は年々増加傾向にあります。

市営住宅については、これまで公営住宅法の趣旨にのっとり、健康で文化的な生活を営めるよう整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で供給するための適切な管理を行っております。

また、平成12年度からは、良質な住宅ストック維持のため、老朽化の進んでいる市営住宅の建てかえ事業を進めております。今後におきましても、木造の旭ヶ丘団地及び万名浦団地は耐用年限30年を経過し、老朽化も著しいことから、建てかえが優先課題であると考えます。

特に最近の入居申込者の傾向といたしましては、高齢単身世帯やファミリー世帯が多く、今後は多様化する住宅需要に対応できる住宅施策について検討してまいりたいと思います。

2点目の国際武道大学学生宿舎空家改良に係る資金の融資及び補助制度の創設の考えについてであります。ご承知のとおり、昭和59年の国際武道大学の開校に当たり、学生の住宅需要に対応する必要があったことから、市民有志が指定学生宿舎組合を組織し、良質な宿舎を建設する一方、大学側と協定して、学生は必ず指定宿舎に入居することとなりました。市も建設を促進するため、建設費の一部を利子補給をした経緯があります。

しかしながら、平成15年度入学生からは大学による学生の入居先の指定は廃止され、宿舎選が自由となり、大学から遠距離の宿舎等に空家がふえる傾向になったとのことであります。市は宿舎建設に対して支援した経緯はありますが、一般向けとするために宿舎を改良・改築するための費用に対する融資や補助制度の創設は、財政事情等から現段階においては困難と考えます。

3点目の国際武道大学学生宿舎の空家を市営住宅として活用することの検討についてであります。学生宿舎は構造や間取り、その他設備等も単身者向けに設計・建築が行われているものと思われます。

一方、公営住宅法における入居資格の規定には、原則として2人以上の世帯の入居を期待しております。このことは、公営住宅への単身入居を否定するものではなく、政令に定める60歳以上の者等については単身での入居が可能であります。このような単身者は多くは社会的弱者であると思われます。

このような社会的弱者へ対応するためのリフォームや公営住宅等整備基準への適合、一定以上の借り上げ期間の必要性、借り上げ期間終了時の入居者への措置等の課題もあることから、直ちに空家を公営住宅として借り上げて、一定の補助をして活用することは難しいことではあります。将来の住宅需要を見ながら対応を検討したいと思います。

次に、農業問題について申し上げます。

食品衛生法の一部改正に伴う残留農薬ポジティブリスト制度の問題について、1点目の食品衛生法改正の施行によって、勝浦市内の農業生産者にどのような影響が予想されるのかについてありますが、食品衛生法の改正により、平成18年5月29日から残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度、いわゆるポジティブリスト制度が施行されました。

旧制度のネガティブリスト制度は、283の農薬等に残留基準値が設定されておりますが、ネガティブリストに載っていない農薬は幾ら残留があっても規制できないという問題が生じておりま

した。食の安全への消費者の期待の高まりや輸入農産物の残留農薬違反という背景もあり、今回、残留農薬について積極的に規制していこうとするものであります。

ポジティブリスト制度では、基準対象となる農薬等は従来の 283から 799になり、一つ一つの食品に対応する農薬等の残留基準が設定されております。また、残留基準が設定されていない農薬等でも0.01ppm以上検出された場合は、販売禁止措置がとられます。

このようなことから、本市の農業生産者につきましては、従来にも増して農薬等の適正な使用や、対象作物以外に農薬が飛散し、周辺で栽培されている農作物に食品衛生法で設定された基準値を超える農薬が残留しないという飛散防止対策、いわゆるドリフト対策が重要になります。

2点目の、市として農家に対する説明会の開催や、具体的な対処方法などについてどう考えているかというご質問でございますが、市では去る3月に農家組合長を通じまして各農家に千葉県が作成しました「日本一の安心農産物千葉ブランドの確立のための生産履歴記帳のすすめ」というパンフレットを配布し、農薬の適正使用につきましては啓発を行っているところでございます。

また、本年度も千葉県主催の農薬安全使用研修会が7月12日に開催される予定であり、本市からは農産物直売所関係者、農産物生産組合関係者、農薬販売者等の参加が予定されております。この研修会で農薬の安全使用とポジティブリスト制度について説明がなされることになっており、市内関係者におきましては、制度の正しい理解と普及が進むものと考えます。

今後、市といたしましては、食の安全への関心が国民的潮流となっている中、農業者が農薬の安全使用及びポジティブリスト制度に関する知識をより深め、安心して安全な勝浦産農産物として消費者に提供できるよう、千葉県、農業協同組合等関係者と連携をとりながら、講習会、相談会及び啓発資料の配布等を行っていく考えであります。

次に、福祉問題の介護保険法改正に伴う地域支援事業の4月1日施行について、市における地域支援事業の現状についてであります。地域支援事業は、議員ご指摘のように、すべての高齢者を対象とし、介護が必要な状態となる以前から適切な予防活動等を行うこととされております。

市では現在、地区健康相談活動や民生委員児童委員会等々の機会を利用し、介護予防の意義や知識の普及啓発を一般高齢者施策の一部として実施している状況であります。

なお、介護予防特定高齢者施策の前提となる特定高齢者把握の進捗状況につきましては、すべての高齢者について、加齢、疾病、環境の変化、精神的な要因などによる生活機能の低下状況等を把握する必要があると、今後実施する基本健康診査にあわせて生活機能評価を行い、その判定結果に基づき、介護予防特定高齢者施策を進めることとなりますので、現在、各種健康相談等の活動の中で、基本健康診査を初め、介護予防の意義等について啓発活動を進めている状況であります。

次に、障害者支援法について申し上げます。

第1点目の4月からの制度の実施について、市内障害者にどのような影響が出ているかでございますが、障害種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、仕組みを一元化し、従前の支援費制度においては精神障害者への支援が含まれていませんでしたが、現行の自立支援法におきましては、身体障害・知的障害とともに支援の対象となっており、本市においても制度実施後すぐに精神障害者支援の利用が可能となりました。

また、反面、サービスを利用する人も、サービスの利用量と所得に応じた負担を負うという点については、利用者負担の増になったところでもあります。

第2点目の、いつから何が変わるのかということが当事者、家族に知らされていなかったために混乱が生じていないかでございますが、市におきましては、障害者自立支援法の4月施行に伴いまして、去る2月に関係者に対し、市役所で説明会を開催したところであります。

また、3月には窓口においてパンフレットを配布し、さらに広報3月号にも掲載するなどして周知に努めたところであり、また、サービス事業所からも利用者に対して説明がなされたことなどから、実施に当たって特に混乱はなかったというように認識しております。

第3点目の障害程度の区分認定に問題はないかでございますが、障害者に対する区分認定につきましては、まず、第1次判定ということで、千葉県の主催する講習を受けた本市の職員が訪問調査員として106項目のアセスメントを行います。

その後、第2次判定ということで、それぞれの主治医の意見書を参考に区分認定審査会が行われます。この区分認定を行う審査会の委員は5名からなっており、精神障害者については精神科医、身体障害者については外科医が委員となっており、このほか施設関係者3名ということで、それぞれ専門分野の方々が審査を行います。この審査会は去る3月に試行事業ということで開催し、審査を終了しておりまして、特に問題はありませんでした。したがって、今後の審査会における区分認定にも支障はないものと考えております。

第4点目の、障害者に対する施設利用料や医療費の市独自の軽減策の考えについてであります。ご案内のように本法律は4月に施行されたばかりであり、県内でも現在のところ、ほとんどの市町村が独自の軽減策を設けていない状況にあり、市といたしましても、現在のところ軽減策を講ずる考えを持っておりません。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長より答弁いたします。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君）ただいまの児安議員の一般質問に対しお答えいたします。

勝浦中学校裏の造成工事に伴う諸問題についてであります。初めに、平成2年3月に株式会社深山より宅地開発事前協議に関連し、教育委員会への事前協議から現在までの経緯ですが、同年5月と12月に株式会社深山から教育委員会に対し、駐輪場移転と学校用地への排水管理設及び学校排水側溝への排水管接続の申出書が提出され、平成3年2月に使用許可をいたしました。

平成4年8月に駐輪場移設に伴う学校用地と株式会社深山所有の土地交換依頼があり、同月、確約書を条件に同意いたしました。

平成5年1月に株式会社深山に対し、宅地造成工事に関する土地使用承諾と開発行為施行の同意をいたしました。

平成5年12月に株式会社深山が当時の大原土木事務所に対し、都市計画法第29条及び宅地造成等規制法第8条第1項に基づく許可申請書が提出され、平成6年10月に大原土木事務所より許可がおりております。

その後、株式会社深山から有限会社寺尾建築事務所に土地所有権が移り、平成16年6月、有限会社寺尾建築事務所より夷隅地域整備センターに対し、開発許可承継承認申請及び宅地造成工事承継届が提出され、同年7月に同整備センターより地位の承継承認がされております。

平成18年4月に有限会社寺尾建築事務所より夷隅地域整備センターに対し、開発行為及び宅地

造成に関する工事着手届及び工事工程届が提出されております。

次に、2点目の有限会社寺尾建築事務所からの学校用地使用許可申請の内容等についてですが、平成18年4月17日に有限会社寺尾建築事務所より勝浦中学校の裏山を切り崩す工事に当たり、学校用地側に土砂崩落の危険性があるため、学校用地を使用して土砂崩落防止の仮囲い設置許可の申請がありました。教育委員会では、学校施設に損害があるときは現況復旧をすること等、幾つかの条件を付して、同月21日に許可いたしました。

次に、3点目の裏山切土工事については、先ほど申し上げましたとおり、仮囲いを設置し、安全を確保いたしました。

また、裏山の下にあります駐輪場についても、有限会社寺尾建築事務所により工事囲いを設置し、安全を確保いたしました。

工事完了後の学習環境への影響の予測は難しいところですが、校舍裏のり面はおおむね4メートル残されていること及びのり面崩落防止の張り芝及び低木植栽等の措置がなされる予定ですので、大きな影響はないものと思われまます。

さらに、駐輪場の確保については、平成2年5月より株式会社深山による無償移転ということで協議を進め、平成4年9月に株式会社深山により確約されております。土地所有者が有限会社寺尾建築事務所に移りましても、開発の行為もそのまま承継承認されております。したがって、これらのことから、駐輪場は確保されていると考えます。

次に、4点目の市有地及び市開発協会用地の確保並びに寺尾建築事務所との土地交換についてであります。開発を承継している有限会社寺尾建築事務所と土地交換の協議を行っておりますが、勝浦市開発協会と十分連携をとり、学校用地の有効活用が図られるよう協議をしまいたいと考えます。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）11時10分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）まず、住宅問題で伺いますが、市長の答弁ではっきりしたことは、市民の市営住宅入居の要望、ニーズが年々増加しているということをお認めになりました。数字がそのように言っておりますから、私もそういう認識であります。最近でも12倍なんていう倍率が出ていたわけですが、ついこの間行ったものも2.5倍ですか、2戸空いたところに5人来ているんですね。そういう状況の中で、何とかならないかというのが、ここ数年、慢性的にあるわけですよ。

ほかの自治体に行くと、例えば茂原などでは、もちろん老朽化したところなのだけれども、それこそ真名団地というものもあるし、そのほか、同じような名前のが偶然あったりするのですが、かなり空いているという状況にあるんですね。

それはそれとして、勝浦はとにかく住居が、これほど民間アパートが建っていても足りない。つまり、それはなぜかという、低所得層にとっては、家賃の支払いについて、やはり相当困難

性があるというようなことが言えると思うのですね。だから、そういう意味では、低家賃の住宅がどうしても欲しいんだというニーズだと思います。

そこで私が発想として出したら、直ちに武大の寮をつくり変えるということは、いろいろ構造上からも困難ではないか、将来、需要を見ながら検討することはできると、こういう答弁がありました。私は、さっきデータを示したように、ここ一、二年の話じゃなくて、平成10年からを見せてもらったのだけれども、繰り返しますが、平成10年で3.66倍でしょう。それで、平成17年は12倍ですよ。平成16年は募集をかけなかった。平成15年は5.5倍です。ここ七、八年の間の流れを見ると、1.何倍などというのは2カ年しかなくて、あとはみんな3倍、4倍、あるいは5倍、10倍以上と、こういうことですからね。1戸か2戸空くからそうなるのだと言われればそれまでだけど、それにしても、これを全部満たすということになったら、例えば17年度では12戸必要だったわけですね。

だから、武大の学生宿舎だって、やろうという前提に立っていろいろ検討するのと、こういう困難、困難、困難というのを並べて、なかなか難しいから検討課題だというのはえらい違いがあるわけですよ。後ろ向きと前向きと横向きと、いろいろあるけれども、後ろ向きで何とかやらないことを前提にして、公営住宅法がある、やれ何がある、やれ耐震の問題があるというような、だからやれないという条件を並べ立てて、しかし検討してみましようよというのと、何とかしたいという立場に立って、こういう困難性があるけれども、それをどうクリアしていこうかという姿勢と全く違うと私は思うのです。そういう点で、後者に立った、前向きな姿勢がぜひ必要だろうと。特に低所得者の人たちの住居問題としてね。そういう点で言えば、空いた武道大学の寮だって、1部屋だけではとてもだめですから、2部屋を、隣同士の部屋を行き来ができるようにぶち抜けば、それこそ流しは2つついてるだろうし、最近建てたのではふろだってあるし、高齢者にしたって、あるいは若い人たちの、ローンを組んで家を建てるまでの間とか、腰掛け的な、結婚しても家がない、家があっても家賃が払い切れない、民間の高級アパートしか空いてないとかいう人たちに住居を提供できるというふうに思うのですね。そういう点にぜひ活用の仕方を、将来と言わず、それは来年とか再来年とか、直ちにといったって、そうはいかないけれども、それこそ直ちに前向きな検討が必要だろうと思うのです。

同時に私は、さっき言いました空き室の関係ですね、これは武大大学誘致に伴う武道大学の学生宿舎だから利子補給したのであって、一般的なアパート等について、利子補給その他の融資の関係は眼中の外だと、こう言っています。しかし、勝浦市で武道大学を何のために誘致したのか。これは私も一定の評価したのですけれども、一般的に言えば、学生寮は大学でつくって運営がされるというのが通例ですね。それをあえて、1戸たりといえども武道大学で寮はつくらないと、そういう協定を結んで、そのかわり、さっき言ったように全体として36億のお金を投入するのだと。

当時の助役の答弁は、繰り返し私に対しては、2,000人の学生が10万円、学費以外に消費したとして、月2億、年間で24億の消費があるのだと。それが全部勝浦に落ちない、半分にしても12億のお金が落ちて、経済活動がそれだけ勝浦市に寄与するではないかというのが前任者の助役の一貫した答弁でした。一理はあるのだけれども、そのために36億からのお金を投じた。そして民間宿舎も積極的につくらせた。始めたときには1人の家主が何室つくってもいいよというので、最初の1年では50室もつくった、あるいは100室くらいつくってしまった家主もいたのですけれ

ども、2年目からは1人20室という制限が加えられたり、いろいろしているのだが、それは直接関係ありませんが、そのようにして、利子補給までして宿舎を建てさせたわけですよ、市の施策として。市民の経済活動を活発化する、活性化する施策でしょう。市の最大の施策の一つですよ。それが25%も空き室が出てしまっているという現状を、行政としてそのまま放っておいていいのかということなのですよ、私に言わせれば。それを一般アパートとして、あるいは準市営住宅として活用したらどうかというのは一つの私の提起であって、それだけをやれと言っているのではない。何らかの手を打つべきではないか。少なくとも宿舎組合に組織されている人たちとの懇談とか、窮状の訴えとか、そういうものをまず受けとめて、では、どういう要望を持っているのだ、あるいはどうしていったらいいのだということ少なくとも行政がかんでいくということをする必要があるのではないですか。私はそのように思うのだけれども、そういう点も含めて再質問したいということです。

住宅問題の1問目の答弁では、入居者の傾向を見てみると、ファミリー的な方向になっていることを言われています。私もそれは感ずるのだが、やはり家族向けの住宅、それから、もう一つは、1問目で提起した、例えば卑近な例では、私、建設常任委員長のときでしたかな、前任市長だったと思うが、大多喜の町営住宅を視察したりもしました。小さい子供のいる新世帯、そのかわり家賃は若干高いのだけれども、でも、民間よりはずっと安い、そういう中間層の人たちの住宅も必要だろうという問題提起もかつてしたことがあるのですが、そういうことを含めた内容を持ちながら、将来、市営住宅をふやすことを検討していかなければならないと、そういう意味での答弁だったのかどうか、その点、確認しておきたいと思います。

それから、2点目の教育問題でありますけれども、大体、経緯としてはわかりました。そこで、再質問で幾つかしたいのは、順序不同になりますが、今、造成が行われています。当時から見ると、もう原形がありません。そういう中で出された文書で検討してみると、測量によって一定の境界確認がされています。地籍図とか測量図とか、そういうものが全部残っております。まず、行政財産である教育財産と、そこに接する土地はどこに接しているかということ、学校の裏ですね。即裏は、ご存じのように開発協会の土地、それから、鶴谷光三郎氏の土地、それから高橋何がしといったかな、住所も居所もわからないで、当時、中学校を用地として造成したときでも、所有者の名前だけはわかっているけれども、どこにいるかも全然わからない人の土地、この3つの所有者が学校用地に隣接しています。その先に、今度、寺尾建築事務所が買収した土地が隣接しますから、寺尾建築事務所の境界と勝浦市の境界は接してませんから、そこでの確認はないだろうけれども、少なくとも市の関係だけで言えば、市の開発協会と、今は寺尾建築事務所、当時、株式会社深山との境界の確認は一応されています。勝浦市開発協会と云うたって、事実上、勝浦市有地ですからね。形式的にはもちろん法人になっているから違うけれども。

そこで、今回、境界も含めて、開発協会と勝浦市と、あるいは鶴谷光三郎氏との境界と、市有地との境界とか、そういうものはきちっとなっているのかどうか。つまり、何が言いたいかというと、今の造成で崩す承認を開発協会は業者に対してしてますから、どこまでどう削って、どうなるのかというのははっきりさせておかないと、境界をまずはっきりさせておかないと、市民の財産である、行政財産であろうと普通財産であろうと、市有地を管理する市側がはっきりそれを担保しておかなければいけないわけですから、その辺はどうなっているのかというのをまず聞きたい。

それから、もう一つは、土地交換について、教育委員会とも、開発協会とも、業者との関係で文書が取り交わされています。例えば開発協会の方で言えば、墨名小平ケ谷 626番という土地があるのですが、土地交換について業者から申し出があって、市もそれを、土地交換いいですよ、あるいは開発協会の理事長藤平輝夫で文書が交換されていて、承認している。だから土地交換があるのだけれども、その中に、墨名 616の17ですかね、ここが市有地なのだけれども、その市有地のまん真ん中にヤツデの葉っぱみたいな、あるいはグローブみたいな形状をした土地が1カ所、ぽんとある。これは業者の所有なのですね。墨名小平ケ谷 626。ところが、その地番については、土地交換の取り交わし文書の中に入っていない。私は、その地番の土地交換が行われれば、1回目と言ったように、勝浦市有地、いわゆる学校用地の真ん中に他人の土地がなくて使い勝手がよくなって、この際、いい形状になるというようなことを指摘したが、その場所なのですね。そこもやはり交換の条件の中に入れるべきだ。この際、そういうふうに、お互いに整合性を図って、使い勝手がいいようにしていくべきだというふうに思うのだが、その点についてはどうなのかというところをお聞きしておきたい。

それから、先ほど駐輪場を確保できるというふうにはっきり言いましたけれども、今、簡単な屋根つけて駐輪場が設置されていますが、そこは当然使えなくなるといった場合に、株式会社深山との協定のとおりに、それを全部継承したということになると、新しい所有者との確認は、具体的にはどういう形で確認したのか。駐輪場は台数はちゃんと確保しますというふうに確認したのかということです。造成が終わってから、どの位置に駐輪場として確保するのかというところまで話が詰められているのかどうかという問題なのですよ。詰められているとすれば、聞くところによると、深山との話のときには、今の駐輪場は当然開発してしまうのだから、アイオーガソリンスタンドの下から上がって行けば、上側に、旧水野家の、現在ある家は今のパチンコ屋の裏ですね、その所有だった土地が、代替として、そこを駐輪場にしますよという話がついていたと聞いていますが、それはどこでもいいのだが、駐輪場としてそれがどこの場所をどう確保できるのかというところまで話がなければ、それは確保したということにならないですよ。そういう点はどうだったのか。

それから、もう一つは、全部継承したという点での話で、株式会社深山が山口市長あてに出した文書によれば、確約書というのが出ているのですね。「財団法人勝浦市開発協会理事長山口吉暉様、平成4年5月7日、千葉市本千葉、株式会社深山取締役深山徹夫という形で確約書、勝浦市墨名字小平ケ谷 616番1他において当社が計画している仮称勝浦墨名マンションの宅地開発事業に関し、貴協会所有の一部と当社所有地の一部を土地交換手続するに当たっては、平成4年5月1日付、勝開第11号、土地の交換についてに基づく下記の貴協会同意条件を承諾の上、遵守することを確約します」ということで地番が書いてあるのだけれども、つまり、ここで何が言いたいかというと、株式会社深山は仮称墨名マンション用地造成計画、私が1回目で質問したように、そういうこと、それから、教育委員会との約束事、開発協会との約束事、こういうことをすべて継承したという理解でいいのかということなんです。駐輪場も含めて。そういうものをすべて継承したから、中学校の用地を工事のため使わせろとか、あるいは新たにこの筆の土地交換をしろとかいうふうに業者との協議がされ、承認をしたのかということです。私はそうでなければいけないと思うのですがね。旧業者は業者で、新しい業者は業者でということになったら、そのときの約束はどうなってしまうんだという話になりますから。そういう認識の中で勝浦市教育委員

会が、あるいは勝浦市開発協会がそれを承認したとすれば、それは大問題。それをまず確認したい。

そうだとすれば、マンション建設用地開発事業ですから、そうすると、あそこにマンションが建つと。私は最初の質問では25階建てと言ったが、果たして何階建てかわかりませんが、今の開発事業は継承したのだから、そういう理解でいいのか、確認しているのか。もしマンション建設ということであるならば、そのことによる今後の完成後の学校の学習環境その他にも影響がないとは言えない。どういう影響が出るかわからないけれども、そこまで話し合いがされているのかということです。

それから、もう一つは、樹木を伐採して、その後、現場を見てみると、また削った上に業者としては樹木植えるということで、もう既にやってあるということで、私もそれは承知しておりますが、それはそれでいいのだが、でも、今までは最上階まで樹木が茂っていたわけです。それを全部取っ払ったことにより、特に西の強風が吹いたときに、前のグラウンドの砂あたりが給食センターの方まで飛び散っていくということは当然考えられる。学校にはスプリンクラー施設があるけれども、それで果たして十分なのかどうか。風が吹くたびにスプリンクラーを作動させてグラウンドを濡らしておかなければいけないとか、そういう状況は出ないのか。それらの細かいところまで、市としては、行政としては、あるいは教育行政としては、子供の安全とか、子供の教育環境とか、市民に与える影響とか、十二分に配慮をする必要があるのではないですか。そういう弊害が出なければ幸いですから、いいのだけれども、万一ということも考えながら、お互いに話し合って了解点を見つけ出すというところまで話を進めてくれないと、やはり私は子供を預かる教育行政としては不十分ではないかなというふうに思います。その点についてお伺いをおきたい。

それから、事のついでで申しわけないが、国道 297号から上がる上り口の坂の途中の右側はフェンスを張って防護柵をやりましたが、左側に危険だからという赤いコーンが何本か立てられてますが、確かに崩落の危険があります。でも、それが立てられてから結構月日がたっているんですけど、それはいつ改善しようとしているのか。その点について、事のついでにお伺いしておきたいと思います。

次に、農業問題は、そうすると、勝浦市でも独自に講習会とか説明会とか、あるいは場合によってはチラシの増刷とか、そういうことで周知徹底していくと、こういうことでいいのかどうかね。では、それはいつごろやろうとしているのか。例えば、キュウリをつくっている畑の農薬とナスをつくっている畑の農薬が違うのだと。ナスの農薬がキュウリにかかったら、もうそれは商品にならないと。これが今度の法改正の、食の安全からいけばいいのだけれども、生産者にとっては本当に神経を遣うところなのだと。例えば梨業者などは、梨の消毒の関係からいって、シカの防護柵ではないけど、ネットをぐるっと梨畑に張った写真が朝日新聞には出てましたが、相当金がかかってしまいますね。だから、そんなこんなも含めて、早急に、法はもう施行されて、5月29日から発動したのですからね。田舎だから検査官なんか来ないよとか何とか言ってたって、市場へ出荷して、抽出で検査されて、農薬残留があるといったら、それで勝浦の生野菜、蔬菜、園芸に重大なダメージを受けるわけですから、人ごととは言ってもらえないということで、早急に周知徹底、講習を行う、啓蒙していくことが必要だと思うのですが、具体的にどういうスケジュールでやろうとしているのか、その点について伺っておきたい。

それから、福祉関係ですが、1つは介護保険の関係です。介護保険の関係は、特に絞って言いますと、特定高齢者施策については、まず、それを把握するということでしょう。だけど、仕事は4月1日からもう始まっているのですよ。では、介護健康課はどういうスタッフの補強がされたのか。具体的に、前年度から見て、ことしの3月31日以降、4月1日から、どういうスタッフの強化がされましたかということをも1つ聞きたい。それに基づく、特に特定高齢者施策をやる上での高齢者の判定といいますか、セレクションはどういうぐあいで進んでいますか。それを早くやらないことには、さっき言いましたように、施策が展開できないわけでしょう。1号被保険者の5%程度の人たちの要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象にする、その対象高齢者をどう把握するか、それで栄養改善だとか機能向上だとか配食サービスだとか、その他をやっていくのですから、そのサービスを一日も早くやってもらうためには、まず把握しなければいけない。その把握がいつごろになるのですか。把握の仕方は、基本健診の中で、聞き取りでヒアリングでそれをやっていきますよと言っているけれども、基本健診にどれだけ該当する高齢者が参加するか。参加しやすいように基本健診の場所をふやすとか、あるいは遠方の場合は市のバスを回して、のっけていって健診を受けさせてやるとか、そして受診率を高める施策をとるとか、そういうことを鋭意集中的にやらなければ、肝心の事業が始まっていけない。絵にかいたもちだと。一方で介護保険料はばーんと値上げして、血も涙もなく、それこそ私が一貫して詐欺商法ではないかと言っているけれども、待たなして保険料を取っておきながら、施策展開は、法律ができました、4月1日から施行ですといったって、いかにないではないかということになってしまうわけですよ。これをどうしてくれるのかと。現状はどうなってるのかを含めてお答えをいただきたい。

それから、障害者自立支援の関係であります、これも大問題でありまして、今のところ、周知しているようで、特にそごは出てないと、こう言っているけれども、それこそ区分認定の問題なのですけど、これが大変なのですよ。さっきも答弁にありましたが、あわせて106項目、コンピューター判定で行うわけでしょう。これを市の職員が講習を受けてきて、有資格者がやると言っているけれども、勝浦市の場合、福祉事務所のどういう職員がそれをやるのか。二次認定は広域市町村圏事務組合で新たに業務が1つふえるわけで、それはお医者さんとか専門家がやって、これから始まるのですけど、それにしたって、特に精神に障害を持っておられる方とか、その他を中心にして、106項目をどのように聞き取りで、介護認定の方だって、あれだけのことでって非常に大変で、高齢者は、私もやがて近いうちにそうなると思うのだが、役所から聞きに来れば、私は大丈夫だと見栄を張って頑張ってしまうと。帰った途端に認知症だその他が出てしまうとかね。頑張ってしまうのですよ、年寄り。そういう点で、本当に客観的に冷静に判定できるのかということが1つ。

それから、介護保険のようにサービス利用料の上限を定めるための認定ではなくて、これは障害者支援法ですから、障害者の支援を決定する上での勘案事項の1つとして認定するわけですから、これはまた大変なことなのです。認定されるか、されないかというのは。それも1つ、さじ加減というか、役所から派遣された106項目を聞き取りやって一次判定する、それを持ち上げて広域で二次判定する。そこでOKが出ればいい、だめだったら認定障害者になれない、支援も受けられないという形になるわけです。受けたって応益で一律幾らって、今まで大部分の障害者がただで受けていたサービスが有料になってしまって、施設から出ざるを得ない人もぼちぼち出ているという大変な状況ですから、それが受けられないといったら、全く無権利状態。こういう

ところをどうするのか。実際の障害者区分認定に当たって、どのように配慮し、担当を教育し、そして担当と打ち合わせの中で、本当に公平、公正に、あるいは正確に認定させていくことができるのか、これはどういうふうにやろうとしているのか、その点について伺っておきたい。以上です。

○議長（水野正美君）午後１時まで休憩します。

午前１１時４６分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えをいたします。国際武道大学生用のアパートを公営住宅として使用するための前向きな検討が必要であるということでございますが、議員ご承知のように、公営住宅法によりまして対応するわけでございますが、公営住宅等整備基準や、また、住宅建設５か年計画とも関連してまいりまして、そういった中で今後、対応が考えられるところでございますが、いずれにいたしましても状況の把握が１番でございますので、今後は状況の収集に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、中間層への提供も含めた検討でよいのかというご質問でございますが、現在、住宅の供給につきましては、平成12年度より進めております改築事業を優先課題として取り組んでおります。当面はこの事業で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

また、入居者につきましては、現在は住宅に困窮する家庭を優先に行っているところでございますが、この中間層への提供も含めて検討ということではあります。現在行っております改築事業の中で、例えば間取りや、事業内容や、住宅需要の要望、そういった内容を細かく検討して進めてまいろうということでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。１点目の武道大学宿舍の空き部屋対策の関係でございますけれども、昭和59年の４月の国際武道大学の開校に当たりまして、指定宿舍制度という形で、学生は市内なるべく住んでもらおうという形で政策として取り組んでまいったわけでございますが、いずれにしても、この宿舍の建設を促進するために、昭和58年に国際武道大学指定宿舍設置資金利子補給金交付要綱というものを制定いたしまして、昭和58年の４月１日以降の利子補給をしようという形でしております。内容につきましては、設置年度を含めて５カ年間、設置資金の借入額１,５００万円を限度に年１％の利子補給をするという要綱の内容でございます。このような交付要綱の制定等もあって、学生指定宿舍の部屋の方は確保がされ、以来20数年経過したというのが現在まででございます。ただ、こういう市の誘導施策によりまして、新たに指定宿舍を行おうというきっかけにした方もおるかもしれませんし、また、現実問題として、先ほど議員の方からお話がありましたように、空き室問題というものがあるという認識は持っておりますので、空き室の状況であるとか、あるいはその影響等、十分実態の調査を行いたい、実態を把握したいというふうに考えております。その上で対策についても検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、勝浦中学校裏の開発に伴います関係でございますが、１つ目の開発協会の関係の境界の

関係ですが、昭和61年の1月に当時の開発事業者と勝浦市開発協会で境界確定協議書を取り交わしてございます。この協議書の中に地籍測量図が入っておりまして、開発協会と民地との境界につきましては、境界がはっきりしております。また、その後、平成4年の4月20日付で当時の開発事業者より用地交換の依頼が来ておりまして、その中の添付図面の中に測量図面がございまして、この図面を見ますと、開発協会と民地、あるいは開発協会と学校用地の境界がこの図面で測定をできるというふうに理解をしております。したがって、私どもの持っている資料は、開発協会と民地、学校の図面でございますが、それと同じもので境界がやはり確定をされているものと。学校との境界はある程度それではっきりしておるのではなかろうかというふうに思っております。

それから、2つ目に、開発協会に対しまして、株式会社深山、前開発事業者が平成4年5月7日に提出した確約書の内容は新しい事業者に継承されておるのかというご質問でございますが、私どもは継承される、また継承されるべきものだというふうな認識を持っております。事実また新しい事業者との、これまで、継承されるべき確約内容を前提に協議を重ねておるところでございます。

それと、3つ目に、墨名字小平ケ谷 626番地、議員お話があったように、ちょうど手のような、グローブと言ったらいいかわかりませんが、そういう形状の土地が市の学校用地の真ん中にぽつんとあるというのは理解をしております。先ほど前事業者との継承がなされ、新しい事業者と協議を進めているというお話をしましたけれども、新しい事業者とも6月5日の段階で既に土地交換についての協議が、現時点ではございますけれども、終了しております。現時点での土地交換についての考え方を、開発協会の部分でございますが、申し上げますと、土地交換によりまして、公共用地である学校用地の価値が高まることを念頭に置いて協議を行ったつもりでございます。

また、2つ目に、学校用地の側面ののり面であるとか、いろいろ付帯工事がございますけれども、そういうものにつきましても教育委員会と十分協議をした上で条件面を示し、それを確約書を出していただいたというような形です。今回、開発協会の方で土地を引き渡すものにつきましては、墨名字小平ケ谷 618番と 620番、この2筆、現況山林でございますが、ちょうど校舎の裏の倉庫の周辺の土地でございます。公簿面積で 356平米、実測面積で 704平米でございます。この交換の土地につきましては、校舎西側に小平ケ谷 616の9、623、624、これが勝浦中学校の用地と隣接しております。この土地の一部と、それから、これに隣接しております墨名 616の7という地番の学校用地がございまして、その中に先ほど議員がおっしゃられた 626という地番の土地がございまして、ちょうど手のような形でございますが。これは平成4年当時は開発事業者の土地ではなく、他の方が持っていた土地なのですが、その後、所有権が変わりまして開発事業者の方に 626は所有権が移転をしたと。このようなことから、一団の土地が今回の土地交換によりまして、市と開発協会の名義になることによりまして、利用価値が高まるというようなことで交換に応じたところでございます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課主幹。

○教育課主幹（渡辺宗七君）教育課の渡辺でございます。よろしく申し上げます。日ごろから市内の小中学校等の教育活動においてはご協力ありがとうございます。早速、述べさせていただきます。

最初に、駐輪場のことでございますが、移転のことについて申し上げます。まず、駐輪場の移転場所についてでございますが、簡単に申し上げますと、開発現場の入り口から国道 297号線沿いにちょっとおりたところに看板がありますけども、そのあたりに移る予定でございます。

また、どのように進めていくかということでございますが、有限会社寺尾建築事務所が4月に工事を始める時点から、駐輪場の台数等についての質問等ありまして、前向きに考えていております。その後も協議する中で、移転及び場所については確認してまいりました。今後、さらに協議を進めまして、駐輪場の安全も考えながら、確約書を交わし進めていきたいと考えております。

続きまして、地位の継承につきましてですが、教育委員会も開発協会と同じ認識をしております。地位の継承につきましては、株式会社深山と教育委員会との確約書によりまして、教育委員会といたしましては継承されていると考えております。今後もその内容に基づきまして、生徒の安全な教育活動の確保のために協議を続けていきたいと考えております。

3点目ですけれども、25階建てのマンションが建つというお話がありましたが、影響につきまして申し上げます。25階建ての建物ができると、かなり高く、お互いに見えてしまい、個人情報保護等につきましては、正直申し上げまして影響が少しは出るかなと思っておりますが、幸い学校の教室はマンションと反対側にあります。マンション側には廊下でありまして、そういうことを考えまして、授業を行うに当たってはさほど影響はないのではないかなというふうに考えております。

4点目です。開発の結果、樹木が切られ、西風が吹いたとき等に砂が飛ぶというようなご指摘がございました。工事の後には芝を張り、低木等の植栽をする予定でございまして、このことで校舎裏からの砂の飛散につきましては抑えられるというふうに考えております。また、工事現場と校庭の間には4階建ての校舎が建っております。これで風を抑えることができるかなと考えております。さらに今までの裏山の樹木の高さですが、これは校舎と同じ程度の高さだということでございまして、従来とさほど変わりはないものというふうに考えております。

それから、5点目の中学校からJR側へおりの坂道、通学路でございますが、コーン等をそこへ置いて安全の確保をしておるわけですが、対策につきましては、実は、のり面の補修工事を6月の補正予算で計上する予定でございました。ところが、隣接地の地権者の同意を求める必要があります。現在、同意に係る依頼書を送付し、同意を求めているところでございます。同意が得られれば9月補正に計上したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答え申し上げます。食品衛生法の一部改正に伴う新たな残留農薬基準制度、いわゆるポジティブ制度に関しまして、周知、啓蒙などをどのように進めるかというご質問でございますが、新たな制度施行後も、これまで同様、農薬使用基準等を守って農薬を使用すれば、その農薬の対象作物につきましては、残留農薬基準を超えることはないと言われております。しかしながら、今後の生産者の対応といたしましては、農薬使用基準に基づいた適切な防除、また農薬の使用状況の適切な管理、さらに隣接する農作物への飛散、いわゆるドリフト低減に努めると。この中で特に重要なのは、ご質問にございましたように、隣接する農作物への飛散の関係を特に注意することが必要だということでありまして、このようなことですので、生産者

に対します対応につきましては、制度の理解、また飛散防止対策などにつきまして十分理解、啓蒙を図ることが重要であると考えます。

周知の手続に関しましては、この3月に農家組合長を通じ、各農家に対しまして農薬の適正使用に関します啓発を行いました。また、4月には市民各位に対しまして、「私たちの食べる農作物、農薬はどのようになっているか」というテーマで回覧にてご案内させていただきました。

今後におきましては、千葉県主催によりまして農薬安全使用研修会が6月16日より7月14日まで、県内5会場におきまして実施が予定されております。対象者は農薬の販売関係者、使用者、関係機関等であります。研修の内容につきましては、農薬の安全使用とポジティブ制度について、また農薬取締法と農薬指導立ち入り検査等についてが内容となっております。この受講につきまして市内農業関係者に周知ご案内をしているところでございます。今後につきましては、生産者の集まる機会等をできるだけ利用いたしまして、制度の説明、パンフレットによる案内、窓口相談などにつきまして、千葉県と協力しながら制度の理解、啓蒙に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）お答え申し上げます。まず、介護予防特定高齢者施策の事業を実施する上でスタッフ体制の強化はどのようになっているかということでございますが、本年4月から介護予防事業を進めます健康管理係につきましては、保健師4名、栄養管理士1名、准看護師1名及び事務職1名の7名体制で行うこととなっております。

次に、特定高齢者の把握をどこでどのように判定するのかということにつきましては、市長答弁で申し上げましたように、本年9月から10月に実施いたします基本健康診査及びそれにあわせて実施する生活機能を評価するチェックリストにより判定評価を勝浦市夷隅郡医師会診療所へ委託実施することとなります。この基本健康診査の受診状況につきましては、平成17年度におきまして受診者が1,413名で、このうち65歳以上の者が740名という状況となっております。介護予防特定高齢者施策の対象者を把握するためには、この基本健康診査の受診率向上を図る必要があります。健康相談を初めヘルシー教室等、各種活動の中で介護予防にかかわる趣旨の啓蒙、普及に努めるとともに、この7月から65歳以上の対象者に対し、基本検診の受診対象及び実態調査のため、アンケート調査を実施する考えであります。また、ご指摘のありました受診率向上のため、健診場所及びバスの送迎等につきましては、過去からいろいろ検討されてきた結果、現時点におきましては保健センターで実施するのが最良の場所と考えられ、バスによる送迎により受診率向上に努めてまいるところでございます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）それでは、障害者自立支援法の区分判定についてお答えいたします。まず、第一次判定をどういう職員がやるかということでございますが、既に県の講習を受けた福祉事務所の職員2名が厚生労働省から示された認定調査マニュアルに基づいて106項目のアセスメントを行います。次に、区分判定をどうやっていくかということでございますが、二次判定につきましては、やはり講習を終えられた専門の委員さんがアセスメントや主治医の意見書を踏まえて区分判定を行うと、こういうようなことで適正な判定が行われるものと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）住宅問題なのですが、話はわかるのですよ、今の老朽化した旭ヶ丘や万名団地について、逐次改良を行うということは大賛成で、それでいいのですが、ただ、今、需要のある入居に対して、それを満たしていくということについては、それでは基本的な解決にならないわけで、そのところをどうするかということを重点的に、建てかえで当面はいつているのだと、それはそのとおりで、大いにやってもらいたい。しかし、それと同時に、増築が困難であるならば、あるいは用地確保とか、1番は財源の問題であろうかと思いますがね。しかし、考え方によっては、かつての梨の木の母子寮なり、あるいは高校の教員の宿舎の跡地とか、いろいろあるわけで、工夫すればそういう点もあると。新たに用地を求めなくても。

それから、先ほど私が提起した武大の学生向けの寮についても、やってやれないことはないと思うのですね。まず、市営住宅法にかかわる正規の住宅として位置づけなくても、市営住宅に準ずるものとして、一般市民に、希望する者にあっせんをする、そのためには若干の内部改良が必要だから、そこで手持ち資金でもしできないとするならば融資をあっせんするとか、もう既に担保を出して商工業の借入れの資金の関係だってあるだろうし、そういうものも含めながら、例えば武道大学関係なら、企画課なら企画課担当だとするならば、そこに窓口を設けながら、観光商工課との連携の中で、どっちに窓口設けてもいいのだが、そういう相談に当たるとか、まず現状に立って、とにかく今、がらがらに空いてしまっている、特に興津地区は、せっかくつくった学生寮がこの1年間、閉鎖せざるを得ないという深刻な状況になっているということです。これだって、ある意味、教育問題、住宅問題とあわせて、やはり商工業、広い意味での産業というか、そういう観点からも必要なものであって、そういうところをそのまま、ああ、そうですか、空いてしまって大変ですねでいいのかということなのです。

もっと積極的に行政がそこに温かい手を差し伸べて、相談ぐらいには乗ってもらいたいというふうに思うのだが、これは政策的な問題として、現在の藤平市長は別に山口市長と政策的に相争って勝ち取ってなった人ではありませんし、引退後、基本的には、その施策の全部とは言いませんが、ある意味、一部は継承しながら勝浦市政を担当しているわけですから、そういう点では、当時の重要施策の一つとして位置づけていた、その施策の、今の時点でそれが非常に困難を極めているという位置づけをどう考えるのか。私が今言ったような、そういう立場に立ってもらえるのかどうか、最後に市長のご答弁をいただきたい。それが1つ。

それから、もう一つは、中学校の問題ですけれども、開発協会関係で言えば、ごく最近の業者との直近の取り交わし文書、理事長藤平輝夫あてに確約書が寺尾建築事務所から出されている土地交換について、開発協会の条件を承諾の上、遵守することを確約しますというふうな文書が出て、もう一つ、ことしの6月2日に出ている確約書で示した交換土地の変更について申請というのが出ていて、これが直近の文書。これを見ても、今、土地交換を進めているのだと、こう言っているが、さっきの墨名字小平ヶ谷 626のグローブみたいな土地については、交換土地の名義の中にその地番は入っていないわけですよ。だから、そういう点では、直近の6月に取り交わした変更届の中にも入っていないということは、その土地についてはまだ全然白紙なのでしょう。今の答弁とは若干食い違うというふうに私は思うのだけれども、そういう点について、再度、肝心のまん真ん中の土地、交換の話し合いぐらいは入ってて、相手側に対して内諾を得ているのか、得てないのか。得てないとすれば、そこはぜひ、この際、話し合いの中で詰めていく必要があると思うのだが、その点についてお尋ねしたい。

もう一点、最後に、関連して質問した国道 297号から入る学校の入り口、左側の崩落のところは、コーンが立ててあるだけで、あれは危険防止でも何でもない。ここが崩れる危険があるよという目印だけであって、あれがそのまま一月も二月も置かれていたら、いつ、どうなるかわからないわけですよ。地主の了解といたって、本来は崩落の危険があれば崩落しないように、あるいは崩落した後はそれを補修するような、地主に義務があるのですよ、基本的には。だから、承諾があれば直したいなんて、そんなこと言ってたら、あしたにでも崩落したらどうするのですか。子供が登下校中に。そういう点では、関係する地主といたって、今の土地交換あたりの、そういう関係の地主と全く違う地主なのですか。その辺、一つお聞かせ願いたいのと、それは文書で照会するとか何とかではなくて、電話でも、あるいは近隣の地主だったら、訪問して、こういうわけだから、危険防止なのだから、何とか早くしてくれということで進めてもらいたいのですよ。そういう点でもう一度お答えをいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）市営住宅については、あの物件を建設した当時と、住宅に対する市民ニーズというものはかなり変わってきている。そういうことも踏まえまして、今後よくその辺の事情を把握しながら検討してみたい。それは後で言う、いわゆる大学の宿舎の問題ともかみ合わせながら考察を深めていきたい、そう思います。

それで、空家が出て困るという話は、現に宿舎協同組合というものがまだあるはずでございすし、それと大学側がどのような話し合いを行って、そういう事態を予想されなかったのかどうか、そういうことも事実関係を私どもは調査して、そして対応をとるべきものはとるというふうにしたいと思います。あくまでも宿舎組合、役員もいらっしゃるわけですから、当然、大学側との協議とか、そういうものはしたはずだと思いますので、その中にどういう経過があったのか、そしてお互いに協定を結んであれば、その協定書の中身はどういうものであったのか、そういうことを逐一検討させていただいて、トータル的に今後の住宅問題について対応してまいりたいと、そう考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。開発協会の土地交換の関係で、墨名小平ケ谷 626 番の土地につきましては、最終的に 6 月 2 日の申請に基づきまして開発協会への所有権の移転の約束が確約されておるというふうに認識しております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君）勝浦中学校裏坂の崩落の危険のある場所の件についてでございますけれども、ご指摘いただきましたように、危険な場所を長い間放置するのは望ましいことではありません。早急に連絡をとりまして、しかるべき措置がとれるように努力をしていきたいというふうに思っております。

なお、その土地の所有者につきましては、現在、土地を開発している方とは別の方になっていきますので、つけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（水野正美君）続きまして、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔2番 佐藤啓史君登壇〕

○2番（佐藤啓史君）私は、市の公式ホームページの活用ということで質問させていただきます。

我が国のインターネット人口は、2005年2月の調査時点で7,007万2,000人になり、一昨年の2004年2月調査の6,559万4,000人と比較して447万8,000人増で、2005年12月末では7,372万人であると言われています。このうち、家庭からのブロードバンド利用者数は3,224万4,000人で、前年と比べ、1年で約1,000万人の伸びを示しています。利用場所や接続機器を問わずインターネット利用者がいる世帯の比率、いわゆるインターネット世帯浸透率は82.8%であり、一昨年の78.1%から4.7ポイント増加しています。また、インターネット世帯普及率は55.4%であり、このうち2005年2月時点でのブロードバンド世帯普及率は36.2%となっています。

最近では、ノートブックパソコンやPDAなどの持ち運びのできるコンピューターの普及により、時間や場所を選ばずにコンピューターネットワークにアクセスできるようになりました。このように、いつでも、どこでもコンピューターにアクセスできる社会環境、いわゆるユビキタス社会が到来しています。

このユビキタス社会を推進しているのが政府のe-Japan戦略で、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進本部がまとめた国の政策で、2001年にe-Japan戦略1が、2003年にはe-Japan戦略2が発表されています。e-Japan戦略1ではユビキタス社会を迎えるためのインフラ整備の目的を政策とし、e-Japan戦略2では医療や教育など7つの分野で情報通信化を進めようとしており、中央省庁や地方自治体などの業務を情報通信により効率化する電子政府などの構想も盛り込まれています。

最近では、中央官庁を初め、各自治体、企業、団体から個人に至るまで、ウェブ上の媒体としてホームページを持つようになりました。本市の公式ホームページを初め、どの自治体でも公式のホームページを持つようになったことから、パソコンがあれば、いつでも、どこでもインターネット検索が可能になり、行政側から見ても、市民を初め一般のユーザーから見ても利便性の向上が図られています。

これは私の個人的な意見ですが、各自治体のホームページのトップページの印象から、IT化の推進レベルにおいて、その自治体がどの程度のレベルの自治体なのかを判断する上での基準の1つになっています。

また、最近では、携帯電話からのアクセス、いわゆるモバイル検索も可能になり、自治体の公式ホームページの有効活用をする自治体もふえてきており、今後、広報や公聴について、ますます利用価値が高まってくるものと思われます。

そこで、1点目に、本市の公式ホームページについて、市としてはどのように認識し、考えているのかお聞きします。

2点目に、本市の公式ホームページについて、管理や運用、利用等に関する規定や規則等はあるのかお聞きします。

3点目に、公式ホームページのアクセス分析はされているのか、分析されているとするならば、分析結果についてお示し願います。

4点目に、公式ホームページのサイト内に「サイトへのご意見」という欄がありますが、市民を初め利用者からどのような声が出ているのか、お聞きします。

5点目に、公式ホームページのサイト内に「市政に関する市民提案箱」のようなものの設置を

提案するが、どうかお聞きします。

6点目に、広告料収入を得ることを目的に、公式ホームページのサイト内に有料のバナー広告の募集を提案しますが、どのように考えるかお聞きします。

一般的に自治体のホームページは民間企業と異なり、何かを販売したり、利益を得るといった営利業務ではありません。そのため、案内的な内容がメインであると考えられています。しかしながら、自治体であっても、人、物、金といった資源が必要なのは一般企業と同じであります。だれも無報酬では働いてくれませんし、施設や道具がなくては運営が成り立ちません。その源泉を住民からの負担に頼るのではなく、自治体も自分で稼ぐといった発想が必要ではないでしょうか。

ホームページのバナー広告に限らず、東京都ではラッピングバスの導入や新宿駅西口地下通路や日比谷公園のベンチに広告を導入しており、神戸市ではマンホールのふたに広告を出すことを検討しています。そのほか、ごみ収集車の車体やバス停などの道路構造物やストリートファニチャーから、広報誌や封筒などに至るさまざまなものに広告の取り組みがなされています。既に全国の先進的な自治体では、このバナー広告を実施しています。

八王子市では、現在、トップページの右側に8つのバナー広告が掲載されています。広告料金は、トップページ1枠当たりが1カ月で3万円、その他のページが1枠当たり1カ月2万円となっています。特にトップページのバナー広告は掲載数の2倍以上の応募数があり、人気が高いそうであります。応募条件は市内の企業に限られているわけではありませんが、広告の掲載順序において、市内に事業所を有する企業が上位に表示されることになっています。

さらに、八王子市役所では、ホームページ以外にも広告収入源として、市役所封筒の裏面にも広告が刷られています。市民に渡される市役所の封筒に地元企業の広告が印刷されていれば、掲載企業の信用も高まり、市役所では広告料の収入が入り、市にとっても企業にとっても有効なことであるものと考えます。

本市においても、今後、広告料収入に関して早急に調査研究していただきたいと要望するものでありますが、まずは、すぐにでも可能な公式ホームページ上のバナー広告についてご答弁を賜りたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの佐藤議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、市の公式ホームページについての認識について申し上げます。ホームページには、観光マップ、朝市、海水浴場、特産品、歴史文化などの情報及び各種イベント情報、さらには市民等の相談や申請等の窓口案内、申請方法等の周知、申請書式等のダウンロード提供により利便性の向上を図るとともに、ごみの分別方法や公共施設の利用方法、教育、保健、介護保険、福祉など、市民生活に密接な制度や手続、方法の周知など、行政全般にわたる情報発信を迅速に行える有効な手段であると認識しております。

このほか、ホームページの大きなメリットとして、電子メールによりホームページの内容はもとより、行政全般に対する意見、要望や問い合わせといった双方向のコミュニケーションを図ることが挙げられます。

いずれにしても、IT化の進展を踏まえ、市のホームページは市の内外に対する情報発信機能の拡充及び行政窓口としての機能の拡充を図っていく必要があると考えます。

次に、市の公式ホームページについての規定等につきましては、庁内向けのホームページ及び電子メールの運用について規定した勝浦市公式ホームページ運用要領を制定し、平成14年4月1日より施行しております。

また、市民のページとして、市民や企業等が作成したホームページの市の公式ホームページへのリンクに関する基準等を定めた市民のページ利用要領を制定し、平成14年4月1日より施行しております。

次に、市の公式ホームページへのアクセスに対する分析ですが、平成17年12月より毎月の1日現在でホームページへの接続状況を示すアクセス数を記録しております。この月間アクセス総数は、平成17年12月が1万4,151件、本年1月が1万7,166件に対して、これ以降では2月が最も多く、2万5,161件でありました。システムの個々の利用内容の分析はできませんが、ビッグひな祭りに関連する情報の利用が増加したものと分析しております。

次に、市の公式ホームページに対する利用者からの意見ですが、ホームページ内の電子メールを利用したホームページ掲載情報、あるいは行政全般についての意見・要望、問い合わせに対して、窓口は企画課、対応は各担当課として取り組んでおり、回答を希望する方には電子メールで回答するシステムをとっております。この意見・要望等の内容については、朝市等の観光や各種イベントについての問い合わせが主なものでありますが、市の行政活動についての意見・要望も寄せられております。

次に、市の公式ホームページへの市民提案箱の設置につきましては、行政の説明責任や市民の声に耳を傾ける公聴機能の充実が必要であると認識しておりますので、先ほど申しあげましたホームページ内に設置してある利用者からの意見・要望等に対応する機能の拡充について検討してまいりたいと考えます。

次に、ホームページへの有料バナー広告の募集についてですが、県内の市でも広告収入による新たな財源確保のため、ホームページや封筒等に有料広告を導入する団体がふえております。本市の厳しい財政状況を踏まえ、ホームページに掲載できる広告の基準や料金設定、美観に配慮したレイアウト等、他市の状況を参考に、総合的に調査・検討してまいりたいと考えております。

以上で佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君）市長、ご答弁ありがとうございました。それに対しまして再質問いたします。私は今回、ホームページの関係につきまして質問させていただいたのですが、ホームページを利用して、市民生活においても、また行政から見ても、利便性の向上を図る、そのために有効な媒体の1つであるという市長のご答弁ありましたけれども、例えばヤフーであるとかグーグル等で「勝浦」で検索しますと、市の公式ホームページが先頭に来るということでございます。全国のネットユーザーが「勝浦」で検索したら、まず市役所のホームページをまず見てしまうということでもありますので、ホームページ上の構成も今後、さらに検討もしていただきたいと思いますけれども、その中で、まず、平成14年4月1日から施行した運用要領があるということです。私、そういった要領というものがあることを全く知らなかったもので、まず、それをお聞きしてみた

かったのです。担当課は企画課になると思うのですけれども、運用要領がある中で、例えば更新はどのようにするのか。新しい情報が入ったら更新するのか、そうではなくて、定期的な更新というものが運用要領に記されているのかとか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

また、先ほど答弁ありましたけれども、これは企業向けになると思いますけれども、例えば申請書をダウンロードしていただくとか、そういうのがホームページ上あるのですけれども、私の以前の経験で言いますと、例えば入札参加願、いわゆる指名参加願、勝浦市の場合は多分、3年に1度だと思えるのですけれども、工事であるとか物品、あるいは委託、そうした業者が市の方に登録願を出すわけですけれども、以前は窓口に応募要綱なり申請要綱なりを取りに行き、それで会社に持ち帰り、その申請書に運用要綱にのっとって必要な書類を添付して窓口を持参したと思うのですけれども、そういったものをすべてホームページのダウンロードに統一すれば、印刷代も経費節減になると思います。そういったものも今後、ホームページで統一してもらう、市民ではなくて、企業側に対しては、わざわざ窓口に来て、そういったものを受け取るのではなくて、ホームページで一括でダウンロードしてもらう、プリントアウトしてもらうということになれば、そういった部分での経費が節減できるのではないかなと思うのですが、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

それから、アクセス分析なのですけれども、本年1月で1万7,166件、2月が2万5,161件、市長の答弁だったのですけれども、恐らく、ひな祭りに関係して皆さん、検索されたのだらうというのが数字に出てきているのですけれども、それでは、一月ではなくて、年間どのぐらいの件数がアクセスあるのかというのをまずお聞きしたい。

それと、ちょっと細くなるのですが、もしわかればいいのですが、いわゆるヤフーであるとかグーグル、あるいはOCNとかディクログ、そういったポータルサイトにホームページがどのぐらい登録されているのか。例えばヤフーであれば、勝浦市役所のホームページは登録されているわけですね。ほかに、グーグルであるとか、そういったサイトにどのぐらい登録されているのか、もしわかればお聞きしたいと思います。

あとは、4点目と5点目は市民とのパートナーシップといいますか、かかわりという部分で、公式ホームページを利用して市民の声をもっと吸い上げたらどうかという提案になるわけですが、例えば勝浦市の場合、サイトへのご意見は確かにあるわけなのですけれども、それは電子メールで企画課の方に行くと。それに対して、対応は各課で対応しているということなのでしょうけれども、例えば行政活動に対するご意見であれば、私は結果を公表するなり、どういった意見が出ているのかを公表すべきだと思うのです。例えばホームページに関しての問い合わせであるとか、ご意見であればまだいいと思うのですが、例えば行政活動に対しての市民からの声が出ているものは、どういった声が出ているかというのは公表すべきであると思いますし、それに対する答えも公表すべきだと思うのですけれども、先ほどの市長の答弁では、行政活動に対してこういった質問があるという答弁はなかったわけですけれども、もしその辺があるならばお聞きしたいと思います。

あとは、せっかく調べたので話したいのですけれども、勝浦と友好都市である西東京市のホームページを見ますと、ホームページのトップページ上にアンケート、あとパブリックコメント、市民会議室、この3つの枠をサイト内の右枠に設けてあります。アンケートの欄を見ますと、「西東京市ホームページについてのアンケートです。このホームページをよりよいものとするた

めに、ぜひ皆様のご感想を寄せてください。今後、運用の参考にさせていただきます。なお、いただいたご感想は、ホームページ上や報告書の中で紹介させていただくことがあります」とあります。また、パブリックコメントの欄については、募集中の事案、集計中の事案、あるいは検討結果の出た事案ということでありまして、市民に対して公表してあります。また、市民会議室の欄には、「西東京市では、市や市民の交流の場の一つとして電子会議室を設置しています。市民生活などに関するさまざまなテーマの会議室を順次開設していく予定であります」とあります。本市においても、市長の答弁の中で、電子メールでということになるとは思いますけれども、こういった西東京市の部分も参考になればと思いますので、せっかくですので、お話しさせていただきます。

また、今、広報という部分で、市では広報モニターを導入しているのですけれども、例えばホームページに関しても、ホームページボランティアであるとか、そういったモニター的なものを取り入れて、直接モニターさんにホームページに関して意見を伺うとか、ボランティアに聞いてもらうとか、そういったものもサイトの充実を図っていくには必要ではないかなと思うのですが、ご意見をいただきたいと思います。

最後のバナー広告の件なのですが、本市は18年度、パソコン及びサーバーの借り上げに34万7,000円の経費が計上されているわけであります。私はこのバナー広告を導入することでこの経費自体が浮くのではないかと、さらにはそれ以上のものがバナー広告によって収入が考えられるのではないかと考えます。ほかの広告と違って、このバナー広告のメリットというものは、地域、あるいは年齢、性別を問わず、不特定多数の人たちがバナー広告を見ることができるということが最大のメリットであると思います。日本では2004年にインターネット広告がラジオ広告を超えまして、2008年には雑誌広告を超えるだろうと言われています。それだけ企業にとっても魅力のある広告媒体の一つであると思いますので、サイト内の1つでも2つでも枠を設けてもらって、さらには企画課の職員でも市役所の職員でもいいですが、募集に関して営業していただきたい。そういった発想を持っていただきたいと思います。

それと、もう一度お聞きしたいのですけれども、例えば千葉県内においてバナー広告を導入している自治体がどの程度あるのか、また、広告料が幾ら程度であるのか、数値が出ていればお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）それでは、インターネットホームページに関連しますご質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、平成14年1月1日に施行いたしました勝浦市公式ホームページ運用要領の関係でございますが、その中の更新関係はどのようになされているのかということでございますが、掲載関係、新規に掲載する場合、更新、あるいは削除関係の規定を第5条に設けてございまして、更新ですと、掲載希望日の10日前までに各課の方から企画課の方に書類を出してもらうというような手続になってございます。

それから、2つ目のアクセスの分析でございますが、先ほど市長の答弁にも、昨年12月からカウントを始めたというふうに申してございますので、したがって、年間の部分につきましては、ことしの暮れにならないとはっきり申し上げられないということでございます。いずれにいたしましても、昨年の12月、1月が1万台、2月が一番多くて、それ以降、2万台はずっとキープを

しているという状況でございます。

それから、ヤフーを初めポータルサイトにどの程度、勝浦のホームページが載っているのかということでございますが、私どもでそこまで分析というか、把握はしてございません。主なポータルサイトの方にはほとんど載っているものだというふうに思っております。

それから、次に、行政活動に関係しての意見はどのようなものがあるのかということでございますが、最近来ている行政関係に対する要望というか、意見でございますが、光ファイバーを市内にめぐらすよう市はN T Tなり東京電力の方に要望、陳情活動すべきであるというような意見、要望が寄せられてございます。こういうものを踏まえまして、実はN T Tの方には働きかけはしております。

それから、西東京のホームページを例に、市民のアンケート、あるいはパブリックコメント等、意見等があった場合に、どういう意見があったか市民に公表すべきであるというご意見でございますが、ホームページの関連だけで申し上げますと、意見というよりも、先ほど光ファイバーの関係を申し上げましたけれども、実際はイベントであるとか、環境施設とか、そういう問い合わせが非常に多いと。意見的な内容はケース的に余りないところでございます。数的には少ないのですが、今後またそういうものにつきましても、現状のトップページを初め、もう何年かたっておりますので、今後、その辺、再度検討させてもらおうかなと思っております。

それから、広報モニターを初め、サイトに対する意見をいろいろな形で聴取すべきであるというご意見であります。実際、広報モニターの方にも、広報、それからホームページについてもご意見をいただきたいという形で業務をお願いをしております。その中でいろいろご意見等もいただき、直すべきところは直すというような姿勢で進んでまいりたいと思っております。

それから、ホームページのバナー広告の関係でございますけれども、これは先ほど市長の答弁にもございましたように、前向きに検討させていただきたいと思っております。バナー広告に限らず、封筒であるとか、もろもろを例として挙げましたけれども、関係する各課ともいろいろ協議した上で検討させてもらいたいと思っております。

それと、県内の有料のバナー広告の、どういうところでやっているのかと。全部をうちの方、把握してはないとは思いますが、近くではいすみ市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、流山市、柏市、我孫子市、以上の市ではホームページに有料のバナー広告を載せておると。料金につきましても、例えばいすみ市の場合ですと、市内の業者でありますと月 6,000円、市外の業者で1万円。ほかの市町村につきましては、額についてはいろいろ差がございます。大きいところは割合高いという傾向がありますけれども、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）お答えいたします。入札参加資格申請手続関係のホームページの利用ということでございますけれども、現在、勝浦市では、ホームページを利用した申請を受け付けております。この申請につきましては、常時受け付けておりますけれども、原則的には3年に1回更新をかけております。ちょうどことしがその年でありまして、ことしの2月6日から2月22日まで13日間、受け付けをいたしました。これに先立ちまして、昨年11月に市のホームページで受け付ける旨を広報したところでございます。各業者につきましては、極力ホームページの中からPDF、あるいはワードによりまして様式をダウンロードして申請していただきたいということをお願いをしております。

その結果ですが、ことし受け付けた件数が、建設工事、測量、あるいは物品の納入等の資格申請で 1,427 業者が登録いたしました。通常、例えば建設工事にかかわる申請書類、紙ベースにしますと大体 20 枚程度必要となってきます。そういたしますと、建設工事及び物品等、すべて足しますと、1,427 件ですと、約 4 万枚の A 4 の紙が必要になってきますけれども、前々回はそれを市の方ですべて印刷をしまして窓口でお配りをしておったのですが、前回、あるいは今回からはすべてホームページからダウンロードして使っていただけるという状況でございます。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○2 番（佐藤啓史君）企画課長、財政課長、ご答弁ありがとうございました。最後になります。バナー広告に関して前向きな検討という答弁をいただいたと思います。さらに前向きに考えていただきたいと思いますが、せつかくですので、またかと言われますが、八王子の封筒、私、入手させていただきましたので、これがそうなのですけれども、表側が 1 つ 15 万円です。裏面、5 つあります。これが 12 万円掛ける 5 で 60 万円、この封筒、70 万円の広告収入で印刷されています。例えば本市においても、広告に応募する企業があるかないかという面もあると思いますが、先ほども言いましたけれども、兵庫の芦屋市なんかでは職員がみずから出歩いて営業に出向いているというふうなことでございます。本市においても、まず、そういった発想を持って取り組んでいただきたいと思います。いずれにしても、ホームページが充実すれば、私の考えですけれども、月 2 回の広報も 1 回で済むのではないかなと思いますし、企画課だけではなく、各課皆さん、さまざまな情報を市民に流す上で、ホームページをもっと有効に活用できればと思います。バナー広告だけではなく、広告に関して、最後に市長にご意見をいただきたいなと思います。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）I T 国家出現ということを日本の政府は四、五年前に非常に国民に向かって PR しておりました。そして、いつしかそういう言葉がなくなってしまった。しかし、一般市民生活における新しい I T 文化というものが今、芽生えつつあるのではないか。田舎においてどの程度利用されているかは私は全くわかりませんが、やはりふえているだろう、そう思います。そういう中から考えますと、やはりそれぞれの現代的な機能をメディアの中に取り入れて、そしてそれを行政が活用するということは、現在のこういう厳しい財政状況の中においては当然やらなければいけないこと、やるべきことだと私は考えています。しかも、封筒類に対する広告を載せて歳入に役立てているというところは相当あると、私は認識もしております。したがって、勝浦市においては、後手に回ることなく、早急に取り組んでまいりたい。そして少しでも歳入をふやしていきたい、そういう念願を持っておりますので、担当課ともよく協議をしながら、前向きに、積極的に取り組んでまいりたい、そういうふうと考えております。以上です。

散 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明 6 月 8 日は定刻午前 10 時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 0 8 分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問